総務省への照会事項について

照会内容(平成15年7月15日照会)

< 片山総務大臣の発言について >

1.本年6月5日(木)に、田中長野県知事が片山総務大臣を訪ね、三位一体の改革 に関する緊急提言を手渡した際、片山大臣は住基ネットに関して「4情報(氏名、 生年月日、性別及び住所)は公開情報」との発言をされています。

これは、住基法第 11 条で 4 情報が何人でも閲覧を請求できる情報とされていることを指しての発言と思われますが、「公開情報」ではなく「閲覧情報」であるという理解でよろしいでしょうか。

2.本年7月9日(水)に東京都内で開催された全国市長会の理事・評議員合同会議 の席で、片山総務大臣は本人確認情報に関して「漏れたってどうということはない んです。」との発言をされています。

住基法では、本人確認情報の漏えい等を防止するために都道府県知事や市町村長が必要な措置を講ずる義務について規定しており、また、本人確認情報の保護に関して都道府県に審議会の設置を義務付けているわけですが、本人確認情報は漏えいしてもよいとの見解でしょうか。

本人確認情報の保護は住基ネットの運用上、非常に重要な問題であり、漏えいはあってはならないものとの理解をしておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

回答内容(平成15年7月25日回答)

1.総務大臣は、4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)が住民基本台帳法第11条の規定により、「何人でも閲覧を請求することができる情報である」こと及び住民基本台帳法第12条の規定により、「何人でも(特別な請求なしに)住民票の写しを請求することにより得ることができる情報である」ことを指して、「公開情報である」と説明しております。

住民基本台帳制度やその前の住民登録制度の基本原則として、住民基本台帳が公開され、居住関係の公証に役割を果たしてきており、現行の住民基本台帳制度も原則公開の立場に立つものと認識しております。

したがって、4情報は「閲覧情報」であり、かつ「公開情報」であると認識しております。

2.総務大臣は、住基ネットの本人確認情報について、「危ない、危ない、安全でない、漏洩したら大変だというが、たったの4情報なんですよ。私は国会でも言っているんです。名前に住所に性別に年齢なんです。漏れたってどうってことはない。そんなこと私が言ってはいけませんからね。漏れたら困るんだけど。この4情報に番号がついてる。変更した場合の変更情報がついている。番号は本人が望めば変えることもできる。」と発言したと聞いております。

これは、1のとおり、4情報は「公開情報」であるとともに、住民票コードは理由の如何を問わず、変更することが可能であることを踏まえて発言したものと考えられます。

しかし、言うまでもなく、住民基本台帳法や住基ネットセキュリティ基準等に個人情報保護やセキュリティ対策の様々な措置を規定しており、実際に様々な個人情報保護措置やセキュリティ対策を講じております。

このように、当然、総務大臣、総務省としても本人確認情報の保護が重要であるという認識を持っております。